

○つくばみらい市立学校給食センター条例施行規則

平成18年3月27日

教育委員会規則第21号

改正 平成19年3月26日教委規則第2号

平成26年3月24日教委規則第7号

平成28年3月31日教委規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、つくばみらい市立学校給食センター条例（平成18年つくばみらい市条例第115号）第6条の規定に基づき、つくばみらい市立学校給食センター（以下「センター」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員及び職務)

第2条 センターに次の職員を置くことができる。

(1) 所長

(2) 主査

(3) 係長

(4) 主任

(5) 主幹

(6) 主事

(7) 主事補

(8) 業務員

(9) 調理員

(10) 用務員

(11) 管理栄養士

(12) 栄養士

2 前項に規定する職員のうち、所長、主査、係長、主任、主幹、主事、主事補、管理栄養士及び栄養士は、事務職員又は技術職員を、業務員、調理員及び用務員は、事務職員及び技術職員以外の職員をもって充てる。

3 所長は、所務を掌握し、所属職員を指揮監督する。

4 主査は、上司の命を受け、困難な事項を処理する。

5 係長は、上司の命を受け、係の事務又は技術をつかさどる。

6 主任は、上司の命を受け、特に命じられた事項を処理する。

7 主幹，主事，主事補，管理栄養士及び栄養士は，上司の命を受け，事務又は技術をつかさどる。

8 業務員，調理員及び用務員は，上司の命を受け，調理及び単純な労務に従事する。

(平28教委規則4・一部改正)

(係の設置)

第3条 センターの事務を分掌するため，次の係を置く。

管理係

業務係

(事務分掌)

第4条 前条に規定する係の事務分掌は，次のとおりとする。

管理係

- (1) 職員の服務に関すること。
- (2) 文書の收受，発送及び保存に関すること。
- (3) 広報に関すること。
- (4) 施設設備の管理及び営繕に関すること。
- (5) 関係機関との連絡に関すること。
- (6) 各種会議に関すること。
- (7) 予算及び経理に関すること。
- (8) 給食用物資の購入及び保管に関すること。
- (9) 給食費の調定に関すること。
- (10) 物品の購入及び保管に関すること。
- (11) ボイラーの運転及び管理に関すること。
- (12) 運搬車等の運転，整備及び管理に関すること。
- (13) 他の係に属さない事項に関すること。

業務係

- (1) 献立作成に関すること。
- (2) 給食物資の検収に関すること。
- (3) 栄養に関すること。
- (4) 給食日誌等に関すること。
- (5) 献立の研究，調査及び統計に関すること。
- (6) 調理に関すること。

- (7) 食品の栄養及び衛生管理に関すること。
- (8) 調理機器類の点検及び整備に関すること。
- (9) コンテナの取扱いに関すること。
- (10) 給食の配送に関すること。
- (11) 食器具類の洗浄及び消毒に関すること。
- (12) 職員の保菌検査に関すること。
- (13) センター内外の衛生に関すること。
- (14) 残食及び廃品処理に関すること。

(事務処理等)

第5条 センターにおける事務処理及びサービス等については、つくばみらい市教育委員会事務局処務規程（平成18年つくばみらい市教育委員会訓令第2号）を準用する。

(給食費)

第6条 給食費は、次のとおりとする。

区分	月額
幼稚園児	3,600円
小学校児童	3,700円
中学校の生徒、幼稚園、小中学校及びセンターの職員	4,300円

- 2 前項の規定にかかわらず、8月の給食費は徴収しない。
- 3 保護者等の希望給食に係る給食費については、1食当たり250円とする。

(平26教委規則7・一部改正)

(給食受給人員の報告)

第7条 園長及び校長は、翌月分の園児、児童及び生徒並びに職員数を給食実施人数報告書（様式第1号）により毎月5日までに所管の学校給食センター所長に報告するものとする。

- 2 園長及び校長は、給食実施人数に異動を生じた場合は、給食人数変更届（様式第2号）により、速やかに所管の学校給食センター所長に報告しなければならない。

(平28教委規則4・一部改正)

(給食費の減免)

第8条 給食費は、次の各号に定める基準により算出した額を減額し、又は免除する。

- (1) 該当月の給食日数の全日を欠食した場合 全額免除
- (2) 該当月の給食日数が5日以内の場合 250円に給食日数を乗じて得た額

(3) 該当月の給食月提供日数が2分の1に満たない場合 月額2分の1の額

(4) 食物アレルギー又はその他の理由による給食内容を変更する場合の給食費の額は、教育長が別途定めるものとする。

2 前項の規定により給食費の減免を受ける場合は、学校給食費減額・免除申請書(様式第3号)を教育長に提出しなければならない。

3 第1項第1号の規定による承認を受けた者のうち、欠食等の期間が翌月にわたるときは、翌月に減免を行うものとする。

(平28教委規則4・一部改正)

(給食費の納入状況等の報告)

第9条 園長及び校長は、該当月の給食費の納付状況等を翌月の15日までに給食費納入状況報告書(様式第4号)により所管の学校給食センター所長に報告するものとする。

(平28教委規則4・全改)

(給食費の納入)

第10条 給食費は、幼稚園児、小学校の児童、中学校の生徒及びこれらの機関に属する職員については、当該園長及び校長が、センターの職員についてはセンター所長が取りまとめ、納入通知書(様式第5号)により当月末日までに会計管理者に納入するものとする。

(平19教委規則2・一部改正)

(給食実施日数)

第11条 センターの行う給食は、土曜日を除く週5日制とし、年間を通じて200日以内とする。

(平28教委規則4・旧第12条繰上)

(委員会の組織)

第12条 つくばみらい市立学校給食センター運営委員会(以下「委員会」という。)の委員は、15人をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げるものについてつくばみらい市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱する。ただし、関係業者を除く。

(1) 市議会議員 2人

(2) 学校長及び幼稚園長 10人

(3) 校医及び学校歯科医 2人

(4) PTA代表 1人

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平28教委規則4・旧第13条繰上)

(委員長)

第13条 委員会に委員長を置き、委員長は、委員の互選とする。

2 委員長は、会務を統理し、会議の議長となる。

3 委員長が欠けたとき、又は事故があるときは、あらかじめ委員長が指定する委員がその職務を代理する。

(平28教委規則4・旧第14条繰上)

(会議)

第14条 委員会の会議は、委員長が招集する。委員の半数以上が出席しなければ委員会の会議を開くことができない。

2 委員会は、委員長が議長となり、議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(平28教委規則4・旧第15条繰上)

(報酬及び費用弁償)

第15条 委員の報酬及び費用弁償については、つくばみらい市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年つくばみらい市条例第29号)の定めるところによる。

(平28教委規則4・旧第16条繰上)

(庶務)

第16条 委員会の庶務に従事する職員は、教育委員会の職員の中から委員長が任命する。

(平28教委規則4・旧第17条繰上・一部改正)

(献立会議)

第17条 学校給食の献立表作成の専門的調査研究のため、学校給食献立会議を行う。

2 前項の献立会議は、関係学校の給食主任をもって構成し、必要に応じ所長が招集し、献立表の検討及び作成に当たる。

(平28教委規則4・旧第18条繰上)

(補則)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長の承認を受けて所長が定める。

(平 2 8 教委規則 4 ・旧第 1 9 条繰上)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 1 8 年 3 月 2 7 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の伊奈町立学校給食センター運営規則（平成 2 年伊奈町教育委員会規則第 1 号）又は谷和原村立学校給食センターの設置及び職員に関する条例施行規則（平成 1 1 年谷和原村教育委員会規則第 3 号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成 1 9 年教委規則第 2 号）

この規則は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 6 年教委規則第 7 号）

(施行期日)

1 この規則は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後のつくばみらい市立学校給食センター条例施行規則の規定は、平成 2 6 年 4 月分以後の給食費について適用し、平成 2 6 年 3 月分までの給食費については、なお従前の例による。

附 則（平成 2 8 年教委規則第 4 号）

この規則は、公布の日から施行する。